

ふ頭用地使用料

種 別			使 用 料	
			単 位	金 額
電 柱	第 1 種電柱		1 本 1 月までごとに	2 8 0 円
	第 2 種電柱			4 4 0 円
	第 3 種電柱			5 9 0 円
電 話 柱	第 1 種電話柱		1 本 1 月までごとに	2 5 0 円
	第 2 種電話柱			4 1 0 円
	第 3 種電話柱			5 6 0 円
その他の柱類			1 本 1 月までごとに	2 5 円
共 架 線	電柱に共架する場合		共架柱 1 本 1 月までごとに	2 9 0 円
	電話柱に共架する場合			3 1 0 円
公衆電話所			1 個 1 月までごとに	5 1 0 円
郵便差出箱及び信書便差出箱			1 個 1 月までごとに	2 1 0 円
送電塔			1 月 1 平方メートルまでごとに	5 1 0 円
特別高圧架空送電線			1 月 1 メートルまでごとに	9 円
地 下 埋 設 物	埋設管その他 これに類するもの	外径0.07メートル未満のもの	1 月 1 メートルまでごとに	2 0 円
		外径0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		2 9 円
		外径0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		4 3 円
		外径0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		5 7 円
		外径0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		8 6 円
		外径0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの		1 1 0 円
		外径0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		1 4 0 円
		外径0.7メートル以上 1メートル未満のもの		2 3 0 円
		外径1メートル以上のもの		4 9 0 円
	その他のもの		1 月 1 平方メートルまでごとに	4 9 0 円

(つづき) 種 別			使 用 料	
			単 位	金 額
架空工作物	架空管その他これに類するものの	外径0.4メートル未満のもの	1月1メートルまでごとに	230円
		外径0.4メートル以上のもの		570円
	支持物		1月1平方メートルまでごとに	570円
	その他のもの			570円
鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道及び用地横断工作物			1月1平方メートルまでごとに	510円
広告塔及び看板類			1月1平方メートルまでごとに	980円
工事のための一時作業所又は工事用材料置場			1月1平方メートルまでごとに	170円
港湾貨物の一時置場			1月1平方メートルまでごとに	120円
事務所及びその附帯施設			1月1平方メートルまでごとに	290円
祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設ける露店、商品置場その他これらに類する施設			1日1平方メートルまでごとに	98円
祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設ける旗ざお			1本1日までごとに	98円
祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設ける幕			1日1平方メートルまでごとに	98円
その他のもの			前各項類似の項目に準じて市長が定める。	